

鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱

第1条中「鹿児島県どんどんかごしま移住就業・起業支援事業実施要領」を「かごしま移住就業・起業支援事業実施要領」に改め、「鹿児島県移住就業・起業支援事業費補助金交付要綱（令和元年10月3日付け鹿児島県制定。以下「県交付要綱」という。）及び」及び「、県交付要綱」を削る。

第2条に後段として次のように加える。

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 起業に関する要件 県実施要領に定める起業支援金の交付決定を受けており、かつ、申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

第4条中「、移住先の就業先からの就業証明書（別記第2号様式）及び本人確認書類に加え、前条第1項第1号の要件を満たし、かつ、前条第1項第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては前条第1項第4号の要件を満たすことを証する書類を」を「に次に掲げる書類を添えて、」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条第2号ア及びイの就職に係る就業証明書（別記第2号様式）又は県実施要領に定める起業支援金の交付決定の写し
- (2) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあっては、卒業証明書及び東京23区内で勤務した企業等の就業証明書
- (3) 前条第3号のテレワークに係る所属先企業等の就業証明書（別記第3号様式）
- (4) 転入後の世帯全員の住民票
- (5) 転入前に住所を有していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票又は戸籍の附票
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第9条第1号イ中「移住支援金を受給した鹿屋」を「本」に改め、同号エ中「県交付要綱及び」を削り、同条第2号中「補助金を受給した鹿屋」を「本」に改める。  
別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市移住支援金交付申請書

鹿屋市移住支援金の交付を受けたいので、鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

单身・世帯	单身	世帯	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない。）	人
就業・起業	就業	起業		

3 就業の内容（「2 移住支援金の内容」について「就業」に○を付けた方は下記の該当する欄に○を付けてください。）

一般の就業 マッチングサイト	一般の就業 専門人材 プロフェッショナル人材	一般の就業 専門人材 先導的マッチング事業
テレワーク		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して鹿屋市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ記入） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記入） 鹿屋市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転入前の住所

住所	〒
----	---

6 東京23区への在勤履歴

期間	就業先名称	就業先所在地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

注 東京23区以外に居住し、かつ、東京23区に通勤していた場合のみ、5年以上の在勤履歴を記載してください。

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	<input type="checkbox"/> 週・月・年 回程度 <input type="checkbox"/> 行くことはない <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 別紙

### 1 鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) かがしま移住就業・起業支援事業及び鹿屋市移住就業支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市かがしま移住就業支援金交付要綱第9条により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の申請日から3年未満に鹿屋市から転出した場合：全額

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ かがしま移住就業・起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鹿屋市から転出した場合：半額

### 2 鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び鹿屋市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 鹿屋市が、移住支援金の交付、返還等に必要範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（事業者）

所在地

会社名称

代表者名

印

電話番号

担当者名

就 業 証 明 書

（鹿屋市移住支援金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

鹿屋市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、鹿児島県及び鹿屋市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記第5号様式中「鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱」を「鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱」に改め、同様式第3項第1号イ中「鹿屋市外の市区町村に」を「本市から」に改め、同号エ中「及び県交付要綱に基づく」を「に基づく企業支援金の」に改め、同号オ中「鹿屋市外の市区町村に」を「本市から」に改め、同様式第3項第3号ウ中「申込」を「申込み」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「 年 月 日 第 号で」を「 年 月 日付け 第 号で交付」に、「鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支

援金交付要綱」を「鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱」に、

年 月
第 号

日


 を 「

年 月 日
第 号

に改め、同様式を別記第5号様式とする。


別記第3号様式中「鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱」を「鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱」に改め、同様式第3項第1号イ中「鹿屋市外の市区町村に」を「本市から」に改め、同号エ中「県交付要綱及び県実施要領に基づく」を「県実施要領に基づく起業支援金の」に改め、同号オ中「鹿屋市外の市区町村に」を「本市から」に改め、同様式第3項第3号ウ中「申込」を「申込み」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。



第3号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（事業者）

所在地

会社名称

代表者名

印

電話番号

担当者名

就 業 証 明 書

（テレワークの場合（鹿屋市移住支援金申請用））

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

鹿屋市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鹿児島県及び鹿屋市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けた者は、この要綱による改正後の鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けた者とみなす。